

### きまりはみんなで守りましょう



市営住宅は、公営住宅法に基づき国の補助を受けて和歌山市が建設したものです。私たちが市民生活をするうえで様々なきまりがある様に、市営住宅におきましても「きまり」があります。ひとりが守らなければ大勢が守らなくなったり正常な運営が出来なくなって市民の皆様から徴収された税金を無駄に使う事にもなりかねません。公営住宅法や和歌山市営住宅条例をよく守り規律正しい団地生活を送ってくださいます様お願いいたします。

### ご入居に際して



お引越ししたら快適な新生活を迎えるために  
まず最初に『入居届』の提出をお願いいたします。

### 入居届出書について

---

#### 〈 市営住宅入居届出書のご提出 〉

入居可能日から**2週間以内**に入居しなければなりません。  
また、入居後2週間以内に市営住宅への転居届けを行ってください。



[市営住宅入居届出書](#)

## 請書・市営住宅使用のしおり等は大切に保管ください

---

請書には、借主(あなた)と 和歌山市 が交わした約束事や住居で生活するに際してのルールが書かれていますので大切に保管してください。

また、入居前にはもう一度『請書』の内容をよく確認し、約束事やルールに則した生活をお願いいたします。

## 転出・転入手続きは計画的に

---

異動の届出は、**転居後14日以内**に行わなければいけません。

市役所または各支所で手続きを済ませてください。

※ 市営住宅の住所を正しく記入(棟・号数まで)してください。

※ 市営住宅入居届出書を、指定管理者(当社)へ提出してください。

※ 婚姻予定者は、入居可能日までに入籍し、入籍後の戸籍謄本又は住民票(世帯全員の本籍及び続柄の記載されているもの)を指定管理者(当社)に提出してください。

## 入居準備

---

**【電気・ガス・水道等の公共機関へのご連絡は入居者様より直接お願いいたします。】**

あなたが新居で電気・ガス・水道を利用する際は、引越しの3～4日前までに現住所と転出先の受持ち営業所に連絡しましょう。

※名義変更など行わずにそのまま使用すると前住者の料金が加算されることがありますので、十分に注意してください。

特にガスを使用するための『開栓』は必ずご本人(あなた)の立会いが必要となります。

なお、**ガス器具**には『都市ガス用』と『プロパンガス用』の**2種類**があります。

住居に供給されているガスに合った器具を使用してください。

※ 異なる種類の器具を使用することは出来ません。

(ガス器具の種類等、詳しくはガス会社へおたずねください。)

## 〈電気〉について

関西電力(株)和歌山営業所

TEL 0800-777-8810

ブレーカーのスイッチを入れることによって使用できます。

(関西電力の対応によりまれに元電源を切っている事がありますのでその場合は関西電力へその旨ご連絡ください)

## 〈ガス〉について

【都市ガス・プロパンガス(集中供給)】大阪ガス(株)

TEL 0120-394-817

※ 加太城ヶ崎団地は、加太ガス販売共同組合

TEL 073-459-0246

※ 薬種畑団地は、和歌山エルピーガス共同組合

TEL 073-475-0661

※ 堀止団地は、エコガス(株)

TEL 073-451-1357

※ 菖蒲ヶ丘団地は、(株)エナーグ関西和歌山北支社

TEL 0120-17-3303

ガスは、入居者立会いの上で開栓されますので、お引越の2、3日前までにガス業者へ使用の連絡をしてください。

指定日時に係員が開栓してくれますので当日は必ずご在宅ください。

## 〈水道〉について

指定管理者(当社)が管理しておりますので、開栓手続きは不要です。

ただし、「ビューつつじが丘団地」に入居の方は、

和歌山市水道料金センターにて開栓手続きが必要ですので連絡してください。

水道料金センター

(和歌山市七番町16番地ワイチビル1階)

TEL 073-435-1298

## 〈電話〉について

NTT西日本(電話の新設、移転等)

TEL (局番なし)116

携帯電話からはこちらへ ⇒

TEL 0800-2000-116

電話の加入申込みは、各自で行ってください。

電話設備につきましては、指定管理者(当社)及び和歌山市では管理しておりません。

## 【ご近所の方へのご挨拶】

マンションやアパートへお住まいの場合、  
両隣と階下・階上にお住まいの方へは引越しのご挨拶をしておく方が良いとされています。

## 駐車場の利用について

駐車場はご契約した区画にお停めください。  
また、物件周辺道路への駐車は近隣の方のご迷惑になりますので絶対に駐車しないでください。

## ごみの収集について

ごみは、燃えるごみや資源ごみの収集日の確認をし、マナーを守って出しましょう。  
また、お引越しの際に出るごみ等(ダンボール・粗大ごみ)は、定期収集による回収がされませんので、運送業者に持って帰っていただくか、各自責任をもって処分していただきますようお願いいたします。

## 粗大ごみの処分について

■引越しや大掃除などで臨時に多く出るごみ・粗大ごみは無料で処分できます。

### 一般粗大ごみ

名称	香岸エネルギーセンター	香岸クリーンセンター
場所	和歌山市港1342-3	和歌山市湊1342-39
TEL	073-428-4153	073-433-6663
受付日時	毎日(日曜日は電話予約制) 正午～午後3時	月～土(日曜日除く) 正午～午後3時
料金	本人が自ら運ぶ家庭のごみについては無料	

■自分で運べない場合や、テレビ・エアコン等「家電リサイクル法」対象家電はこちらへ。

テレビ・エアコン・  
冷蔵庫・洗濯機 等

名称	粗大ごみ受付センター
TEL	073-475-7890
受付日時	月～金(祝・祭日を除く) 午前8時30分～午後4時
収集日	お申込み時にお知らせ
集積場所	お申込み時にお知らせ

■ テレビ・エアコンなどの直接搬入先	
日本通運(株)	和歌山市西浜796-1 073-433-8924
光運輸(株)	和歌山市永穂271 073-462-6670

ご注意)リサイクル料等詳細はご確認ください。

## 注意事項

### 【 家賃・共益費・水道料金の納付について 】

家賃・駐車料は毎月末日に当月分を、共益費・水道料金については2ヶ月に一度家賃・駐車料と共に指定口座から自動引落によって納付していただきます。

(末日が金融機関休業日の場合は引落期日は翌営業日になります)

なお、家賃等が未納となった場合は、「連帯保証人への請求」、「明渡し訴訟」、「強制執行」等、法的措置を取ることとなりますので、お納め忘れのないようご注意ください。

### 【 共益費について 】

入居の皆様には、共同施設として 次に定めた(1)から(4)の事項にかかる諸費用を「共益費」として負担していただきます。

- (1)上水を供給する為に要する経費(設備等の電気料)と共同栓の使用料。
- (2)汚水処理の維持管理に要する経費及び運転に伴う動力電気料。
- (3)街路灯及び階段等の電気料。
- (4)その他共用部の清掃費等、共益費として負担すべき費用。

### 【 漏水 】

洗濯機・浴室などから水があふれると階下に影響を及ぼしたいへんな被害となってしまいます。水道栓の開閉、ホースの差込、排水管のつまりなどの管理はしっかりと行ってください。

- ※ 洗濯機の排水ホースは排水口にきっちりと差し込んでください。
- ※ キッチン、浴室などの排水口はこまめに掃除してください。
- ※ 油、ごみ、生理用品などは絶対に流さないでください。
- ※ ベランダでの植木の水やりにも注意してください。

### 【 長期不在 】

入院や旅行・出張で長期不在(15日以上)するときは、当社に一時不使用届出書を提出するようにしてください。

※ 一時不使用時も家賃は発生します。



[一時不使用届出書](#)

## 【 カギの保管 】

カギは入居者様の生命・財産を保護し、プライバシーを守ってくれる大切なものです。  
なくしたりしないよう十分お気をつけください。

※ カギを紛失しますと取替費用をご負担していただくことになります。

※ キーホルダーに室番号や氏名などを書いて付けますと危険ですのでおやめください。

## 【 その他 】

部屋の改装や改造については、認められません。  
ただし、特別の事情のある場合はご連絡ください。

**市営住宅の管理が、和歌山県住宅供給公社に変わりました。**

<b>お問合せ先</b>	和歌山市営住宅指定管理者 和歌山県住宅供給公社 業務時間: AM8:30~PM5:15(土・日曜日、祝休日・年末年始を除く。)
	<b>電話:073-494-7471</b>
<b>夜間等の 緊急連絡先</b>	夜間・業務時間外の水漏れや建物設備の緊急対応 <b>電話:073-494-7472</b>